

半田市選挙管理委員会告示第11号

令和8年9月1日現在において、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和8年9月1日

半田市選挙管理委員会
委員長 成田吉毅

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
1, 879人
- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項（合併協議会設置合併協議に係る住民投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
15, 652人
- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項（議会の解散の請求並びに議員、市長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
31, 303人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 93, 907人